

岸和田市貝塚市クリーンセンターの受入基準

平成24年11月 1日制定

平成25年 4月 1日改定

平成26年12月25日改定

岸和田市貝塚市クリーンセンター管理規則第4条第6項に規定する一般廃棄物の受入基準は次のとおりとする。

当クリーンセンターは、生ごみ等の可燃ごみを処理するごみ処理施設棟（焼却棟）と可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ、びん・缶等を処理するリサイクルプラザ棟の2つの処理施設に分かれている。

1. ごみ処理施設棟（焼却棟）へ搬入できるもの

品目	具体例・前処理等
可燃物（厨芥類・繊維類・プラスチック類・木材・竹等）	90リットル袋（長辺100cm程度）に入るもの 1袋の重量が20kg以下のもの ロープ等のひも状のものは、長さ180cm以下のもの

2. リサイクルプラザ棟へ搬入できるもの

品目	具体例・前処理等
可燃性粗大ごみ	木製の家具等で、最大辺180cm以下のもの 鏡・ガラス等は取外す
木材・植木・板切れ等 （竹を除く）	植木については、枝払いしたもの 太さが20cm未満のものは、長さを150cm以下にする 太さが20cm以上25cm未満のものは、長さを50cm以下にする 太さが25cm以上のものは、受入不可
竹	太さ20cm以下、長さ100cm以下のもの
畳	1日10畳まで
木製建具	1日10枚まで 最大辺が180cm以下のもの
波板（ビニール製）	1日10枚まで 長さ180cm以下のもの

ビニールパイプ	1日10本まで 長さ180cm以下のもの 呼び径50A以下のもの
不燃性粗大ごみ	金属製のもので、最大辺180cm以下のもの
波板（金属製）	1日10枚まで 長さ180cm以下のもの
電化製品（電気ストーブ・電磁調理器等を含む）・おもちゃ等	乾電池を使用しているものは、乾電池を抜く
暖房器具・厨房器具等で火を使うもの	石油ストーブ・ガスファンヒーター・石油ファンヒーター・カセットコンロ等（オイルヒーターは除く） 燃料・乾電池を抜く
ブロック・レンガ・瓦	1日10個（枚）まで 最大辺30cm以下のもの
瀬戸物・タイル・ガラス（板ガラス・強化ガラス（化粧品のビン等））	最大辺30cm以下のもの、最大辺50cm以下の箱に詰めて 1日5箱まで
廃蛍光灯	1日20本まで 直管は長さ120cm40W以下のもの
缶・びん	中を空にし、内容物を取る
ペットボトル	中を空にし、内容物を取る
スプリングマット	1日2枚まで
ダンベル・バーベルの重り・バーベルのシャフト等の金属の塊	指定の場所に降ろす
包丁・ナイフ・はさみ等の刃物類	指定の場所に降ろす

3. 搬入できないもの

	品目	理由
1	岸和田市及び貝塚市以外で発生した一般廃棄物	管理規則第1条
2	エアコン	家電リサイクル法
3	テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)	
4	冷蔵庫・冷凍庫	
5	洗濯機・洗濯乾燥機・衣類乾燥機	
6	パソコン	資源有効利用促進法
7	原動機付き自転車・自動二輪車・オートバイ(部品を含む)	処理困難物
8	自動車・自動車部品(キャリア、タイヤチェーン、自動車用小型アクセサリは除く)	自動車リサイクル法 処理困難物
9	タイヤ(自転車用を除く)	処理困難物
10	バッテリー(乾電池を除く)	処理困難物
11	消火器	処理困難物
12	石油類・オイル類	危険物
13	農薬・薬品・塗料	処理困難物
14	ガスボンベ・酸素ボンベ・その他ボンベ類	危険物・処理困難物
15	石膏ボード・耐火ボード 断熱材・ガラスウール	処理困難物
16	動物の死体	斎場で処理
17	注射針等の鋭利な物	危険性
18	耐火金庫	処理困難物
19	オイルヒーター	処理困難物
20	農業用機械・農業用ビニール	産業廃棄物
21	電気温水器	処理困難物
22	ソーラー給湯器	処理困難物
23	エンジン・コンプレッサー 発電機等の機械類	処理困難物

24	FRP製のもの（サーフボード・浴槽など）	処理困難物
25	その他 管理者が、クリーンセンターにおいて、廃棄物処理に支障をきたす恐れがあると認めるもの	管理規則第4条第8号 引火性・発火性・危険性・有害性のあるもの 著しく悪臭を発するもの 液状・泥状のもの 体積や重量が著しく大きいもの

(参考) 廃棄物に関する一般事項

1. 廃棄物の定義

「廃棄物」とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却できないために不要になった固形状又は液状の物（放射線を有する物を除く）をいいます。

次のものは法の対象となる廃棄物ではない

1. 港湾、河川等の浚渫にともなって発生する土砂その他これに類するもの
2. 漁業活動にともなって魚網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った付近で排出したもの
3. 土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの

特別法（例：鉱山保安法、下水道法、水質汚濁防止法）により規制される廃棄物にあつては、法によらず、特別法によって措置される

2. 廃棄物の分類

○廃棄物の区分

廃棄物は、その発生形態や性状の違いから、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分けられます。

産業廃棄物…事業活動に伴って生じた廃棄物であつて、法令で規定する 20 種類のもの

一般廃棄物…産業廃棄物以外の廃棄物

爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものは、それぞれ「特別管理産業廃棄物」「特別管理一般廃棄物」という

※事業活動とは、営利を目的とする経済活動（製造業、建設業、オフィス、商店）のみでなく、公共事業、公共サービス、教育、宗教、非営利団体等の諸活動も含まれます



